

○財務省告示第三百九十八号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十三年十一月二十一日に発行した政府短期証券
の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年十二月七日
財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 国庫短期証券（第二百三十八回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
九項、第九十四条第二項、第九
十五条第一項、第三百三十六条第
一項及び第三百三十七条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

三 振替法の適用等
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非

四 発行方法

争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非

九	八	七						六						五						
			口	イ		口	イ		口	イ		口	イ							
振替単位	額	最	行争非者特	国入	価	払	行争非者特	国入	価	発	行争非者特	国入	価	行争非者特	国入	方募				
	低	額	札格第I	債市	札格競	込	札格第I	債市	札格競	行	札格第I	債市	札格競	札格第I	債市	法入				
	額	面	登競	場	行争	金額	登競	場	行争	額	登競	場	行争	登競	場	決定				
	金	金	登競	場	行争	金額	登競	場	行争	額	登競	場	行争	登競	場	の				
振替法の規定による振替口座簿	千			万	三	六	四		億	額				込	募	各	当	も	各	価
	万			千	千	十	兆		面	八				み	限	国	て	の	申	格
	円			二	七	八	七		金	千				の	度	債	る	か	込	競
				百	百	万	千		額	万				応	額	市	。	ら	み	争
				十	十	八	四		で	円				募	場	特	そ	の	う	入
				億	億	千	百		三	四				額	別	の	の	ち	札	
				九	千	六	十		千	兆				を	参	特	応	募	発	
				千	六	百	三		七	七				割	加	別	募	額	行	
				百	九	十	億		百	千				り	者	参	を	を	「	
				九	十	二	七		六	四				当	ご	加	順	順	と	
				十	二	億	千		十	百				て	と	の	次	次	い	
				二		十	九		六	十				る	の	の	割	高	い	
						九	百		十	六				。	申	の	り	い	。	

十六	十五	十四	十三		十二								十一	十	
払込 期日	者入 札参 加	場所 支払	元金 支額	償還 金額	償還 期限	行争 入札 発	非 格 競	者 第 I	特 参 加	国 債 市 場	入札 発 行	価格 競 争	発行 行 格 日	発行 行 日	
平成 二十 三年 十一 月二 十一 日	財務 大臣 から 通知 を受け た者	日本 銀行	額金 額百 円に つき 百円	償還 金を 支払 う。	当た ると きは 、そ の翌 営業 日に	ただ し、 償還 期が 銀行 休業 日に				十七 銭二 厘六 毛	額金 額百 円に つき 九十九 円九	の 応募 価格	十七 銭五 毛以 上の それ ぞれ	額金 額百 円に つき 九十九 円九	平成 二十 三年 十一 月二 十一 日
														す。 額の 記載 又は 記録 は、 最低 額面 金	